

令和8年度 海蔵地区市民センターの使用について

※団体の会員皆さまに周知してください

◆時間と使用料◆

	午前 8:30~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:30~21:00	全日 8:30~21:00
中会議室・調理室 (中)	880円	880円	880円	2,640円
小会議室・和室 (小)	660円	660円	660円	1,980円

◇営利事業、政治活動、宗教活動での利用はできません。

◇アルコール類の飲酒を伴う利用はできません。

◇調理室を調理のために使用する場合は、調理代220円が加算されます。

◇公益的または海蔵地区の地域社会づくりのための活動は使用料が免除されます。

ただし、地域団体であっても使用目的によっては使用料がかかる場合があります。

◇年末・年始（12月29日～1月3日）は使用できません。

◆申し込み方法◆ 電話や口頭での予約・仮予約はできません。

◇使用日の1ヶ月前の月の1日（1日が窓口休業日の場合、その直後の窓口業務日）から申し込みができます。

（地区市民センター使用団体調査票を提出していただき、市民活動として会員募集や活動が広く市民に公開され、地区の方に参加機会を提供する団体の場合は3ヶ月前から申込み可能）

◇センター窓口にて使用許可申請書を書いてください。有料使用の場合は、同時に使用料を納めてください。使用許可した部屋以外は使えません。

◆予約を変更・取り消すとき◆

◇まずはセンターへご連絡ください。手続きが必要ですので、代表者が使用許可書（青色）をお持ちの上、センターへお越しください。代理人の場合、使用許可書（青色）と代表者の認印をお持ちください。

◇有料使用の取り消し（使用日時・部屋の変更を含む）に係る還付金

使用日の1ヶ月前までに取り消しの手続きをされた場合・・・使用料の全額

使用日の前日までに取り消しの手続きをされた場合・・・使用料の半額

還付金は、他の日や他の部屋の使用料に充てる（取り消し手続きと同時に新たな使用許可申請が必要）か、代表者名義の銀行口座に返還します。使用料を返還する場合は代表者名義の銀行口座がわかるものが必要です。

◇台風等による警報の発令や、使用する方に責任の無い理由で使用できなくなった場合は、使用料を全額還付します。その際も上記の手続きが必要です。

◆使用時◆

◇水・お茶以外の飲食はできません。（調理室を除く）

◇使用前にセンター窓口へ声をかけてください。

◇センター備え付けの調理器具・食器類は調理時に調理室内のみで使用でき、貸出ししていません。

◇調理室には台ふきは設置してありません。持参していただき、お持ち帰りください。

◇ガス機器使用時は十分注意してください。

◇ガス機器（カセットコンロなど）は持込み禁止です。電気製品は申請してください。

◆使用後◆

◇センター使用日誌に使用状況等を記入してください。

◇ガスの元栓が締まっているか、エアコン・換気扇・照明のスイッチを切ったかを確認して、窓は必ず閉めてください。

◇次に使用する方のために清掃をしてください。用具は1階と2階の湯沸し室にあります。なお使用した用具は元の場所に戻してください。

◇活動で出たゴミ（生ごみなど含む）は、すべて持ち帰ってください。

◇調理用具はきれいに洗い、チェック表で備え付け道具類の確認をし、元の場所に戻してください。割れた食器や使えない物は窓口へお持ちください。

◇夜間・土曜・日曜・祝日の玄関のカギの開閉はセンターが行います。

◆駐車場（センター敷地内および道路南側にあります）◆

◇センター内には、かいぞう文庫（児童図書室）もあり、これを利用する児童が多数来館します。自動車で来館される方におかれましては、児童をはじめ来館者の安全確保と事故未然防止のため、駐車場内での自動車の運転については細心のご注意をお願いいたします。

◇平日昼間、センター入り口正面駐車場は窓口手続きの方専用ですので駐車しないでください。

◇センター駐車可能台数には限度があります。安全の確保のためにも、所定の駐車スペース内での利用を厳守していただきますようお願いいたします。

また、状況によっては駐車台数の制限をさせていただく場合もありますので、ご承知おきください。

他の利用者の方と譲り合っていただくためにも、多人数でセンターを利用される団体様は乗り合わせでお越しください。

◇車から離れる時は、必ず貴重品をお持ちください。

◆定期的に使用する 登録サークル・団体の皆さんへ◆

◇年1回（4月）、活動内容と会員名簿を提出してください。

記載内容に変更のある場合は、必ずセンターへ連絡してください。

◇物品（道具、茶葉などの食品、ほか）のお預かりはできません。

紛失・盗難や、安全・衛生に十分留意してください。

◆活動費及び謝礼について◆

◇講師が教室を主催し、月謝という形で受講者から会費を集めるのは、営利目的であり、センターは使用できません。会員が自ら集まり活動している団体が、予算を組んで会費を集め、その中から講師謝礼を支払うことは考えられますが、会費＝講師謝礼の場合も、使用できません。